

指定生活介護 重要事項説明書

この重要事項説明書は社会福祉法人あおぞら福祉会が提供する指定生活介護事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 あおぞら福祉会
所在地	島根県雲南市大東町下阿用 691-2
電話番号	0854-43-3129
代表者氏名	理事長 森山 幸朗
設立年月	平成 2年 3月19日

2. 利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 平成25年 3月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	生活介護事業所 野の花 (3211400217)
事業所の所在地	島根県雲南市大東町仁和寺935-1
連絡先	電話番号 0854-43-9555 ファックス 0854-43-9556
管理者	岡田 啓
サービス管理責任者	秋風 麻美子
通常の事業の実施地域	雲南市、隣接の市町村で30キロメートル以内の地域
主たる対象者	指定なし
定 員	20名
開設年月日	平成25年 3月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業所通所により入浴、給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等を行い、喜びや生きがいを持てるように支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ希望に沿った生活介護サービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	木造 1階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	1 3 8 0, 6 4 m ²
	延べ床面積	2 3 8, 6 7 5 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	面積等
ダイルーム・作業室		5 3, 3 6 m ²
個室	2 室	1 9, 4 0 m ²
相談室		1 4, 5 5 m ²
洗面設備		2, 9 1 m ²
便所	4 室	2 3, 2 8 m ²
浴室・脱衣室		1 3, 5 8 m ²
洗濯室		5, 8 2 m ²
事務室		1 5, 0 3 m ²
厨房		1 4, 5 5 m ²

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.1	
サービス管理責任者	1		1			0.9	
医 師	1			1			嘱託
看護師	2			1	1	0.4	
生活支援員	6	2	2	1	1	3.6	
調理員	4			3		0.4	
運転手	5				5	0.6	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
医 師	正規の勤務時間帯（１４：００～１５：００）
看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
調理員	正規の勤務時間帯（８：３０～１６：３０）
運転手	（８：３０～１０：００、１６：００～１７：３０）

(イ) 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間

営業日及び営業時間	営業日：月曜日～金曜日、土曜日・日曜日は不定期 （１２月３０日～１月３日を除く） 営業時間：午前９時～午後１７時
サービス提供日及びサービス提供時間	提供日：月曜日～金曜日、土曜日・日曜日は不定期 （１２月３０日～１月３日を除く） 提供時間：午前９時１５分～午後１６時３０分

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	生活能力の維持向上のため、食事や家事等の日常生活や様々な作業を通して訓練を行います。 （日常生活訓練・社会適応訓練等）
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

活動・作業	一人ひとりにあつた活動や作業を行います。 ①レクリエーション活動 外出（行楽）、音楽、運動、造形・絵画 ②生産活動 野菜作り、加工食品作り、小物作り 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。
送迎サービス	希望により車椅子対応車両による送迎を行います。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事提供加算対象者は食材料費のみとなります。対象外の方は給食費 500 円となります。 ※当日キャンセルの場合食材料費 300 円を負担していただきます。	1食 300 円 (500 円)
創作的活動・及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
入浴サービス	希望により入浴サービスを提供します。 (一般浴による入浴サービスです)	200 円
洗濯サービス	洗濯支援が必要な方に限り、洗濯をします。	100 円/1 回
送迎サービス	通常の実施地域以外の地域で事業所から 30 キロメートル以上の場合には 30 キロメートルを超える部分について 1 回（片道）1 キロメートルごとに 20 円	20 円/1 km ※ 30 km 超える部分
その他	レクリエーション、その他に関わる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者へ交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

障害福祉サービスの報酬単位は以下のとおり

○基本報酬

生活介護サービス費（1日につき）

サービス提供時間

定員20名以下

(7時間以上8時間未満)

支援区分と 基本サービス料金	区分2以下 5,450円	区分3 5,980円	区分4 6,690円	区分5 9,660円	区分6 12,910円
自己負担額 (1割)	545円	598円	669円	966円	1291円

○加算報酬

下記の該当する加算項目について単位数×1円の料金が自己負担となります。

- ①初期加算 30単位/日・人（利用日から30日間）
- ②食事提供体制加算 30単位/日・人
- ③送迎加算（I） 21単位/片道
- ④訪問支援特別加算 187単位/1回 1時間未満
（月2回を限度） 280単位/1回 1時間以上
- ⑤欠席時対応加算 94単位/1回
（月4回を限度）
- ⑥利用者負担上限管理加算 150単位/1回
- ⑦福祉専門職員配置等加算 I 15単位/日・人
- ⑧福祉専門職員配置等加算 III 6単位/日・人
- ⑨福祉・介護職員等処遇改善加算（I） 基本サービス料金とその他の加算の合計の単位数の8.1%

※①初期加算は利用日から起算して30日以内の期間

- ②食事提供体制加算対象者への食事等を提供した場合の加算
- ③送迎加算は生活介護利用時に送迎サービスを提供した場合の加算
- ④訪問支援特別加算は生活介護の利用を継続するために自宅を訪問し、本人への働きか

けや家族との連絡調整を行った場合の加算

- ⑤欠席時対応加算は利用の中止の連絡があった場合に電話等により利用者又は家族等の関係者から本人の状況を確認し利用を促す相談援助を行った場合の加算
 - ⑥利用者負担上限管理加算は利用者負担の上限管理を行った場合の加算
 - ⑦福祉専門職員配置等加算Ⅰは、常勤の生活支援員のうち資格保有者が25%以上雇用されている場合に係る加算
 - ⑧福祉専門職員配置等加算Ⅲは、常勤の生活支援員のうち勤続年数が3年以上の従業者の割合が30%以上雇用されている場合に係る加算
 - ⑨福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は、介護職員の賃金改善に係る加算
- ①②③④⑤⑥については該当する場合のみ加算

① 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

（2）利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 翌月20日までに当事業所窓口での現金支払い
 - ② 翌月15日までに御利用者（または代理人）名義のJA貯金、JP郵貯銀行、山陰合同銀行の口座より振り替え
- なお振替手数料をご負担いただきます。

金融機関名	振替手数料
ゆうちょ銀行	10円
雲南農業協同組合	55円
山陰合同銀行	55円

8. 利用者の記録及び情報の管理等

（1）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

（2）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置に

ついて記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

介護保険・社会福祉事業総合保険

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 岡田 啓 ・解決責任者 森山 史朗 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 (月～金の12月30日～1月3日を除く営業日) ・電話番号 0854-43-9555 F A X 0854-43-9556 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
第三者委員	<p>朝日 照男 (民生児童委員) 電話番号 0854-43-2772</p> <p>勝部 洋一 (法人監査) 電話番号 0854-43-4613</p>
雲南市 長寿障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号：0854-40-1042
島 根 県 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号：0852-32-5913

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 島根県障がい福祉課 ・ご利用時間 平日の8:30～ 17:15 ・電話番号 0852-22-6685 F A X 0852-22-6687
------------------	--

11. 協力医療機関

医療機関の名称	横山 医院
医 院 長 名	横山 元裕
所 在 地	島根県雲南市木次町東日登425-1
電 話 番 号	0854-42-0123

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
--------	-------------------------

平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・震災に備えての備蓄 (その他、ロープ・懐中電灯等)
消防計画	防火管理者 : 岡田 啓
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。喫煙は室外の所定の場所をお願いします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	統括部長 森山 史朗
-------------	------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対し虐待防止のための研修を実施しています。

虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行います。

サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

15. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- ・当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者（入所者）または他のご利用者（入所者）の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者（入所者）及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

16. 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）

- ・当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ・当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- ・当施設は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

17. 非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者およびご利用者（入所者）、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・当施設は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

指定生活介護事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：生活介護事業所 野の花

説明者職名：管理者 氏名 岡田 啓

私は、本書面に基づいて事業者から指定生活介護の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 雲南市木次町木次53番地

氏 名 印

代理人 住 所 雲南市木次町木次53番地

氏 名 印

続 柄 (利用者との関係)
電 話

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所

氏 名 印

続 柄 (利用者との関係)